

バーゼル3 (国際合意) の概要

バーゼル3の全体像

資本水準の引き上げ
普通株等Tier1比率、Tier1比率の
最低水準を引き上げ

資本の質の向上

- ①普通株等Tier1に調整項目を適用
- ②Tier1、Tier2適格要件の厳格化

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}}$$

定量的な流動性規制(最低基準)を導入

- ①流動性カバレッジ比率(ストレス時の預金流出等への対応力を強化)
- ②安定調達比率(長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保)

リスク捕捉の強化

カウンターパーティー・リスクの資本
賦課計測方法の見直し

補完

プロシクリシティの緩和

資本流出抑制策(資本バッファ<最低比率を上回る部分>の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制)など

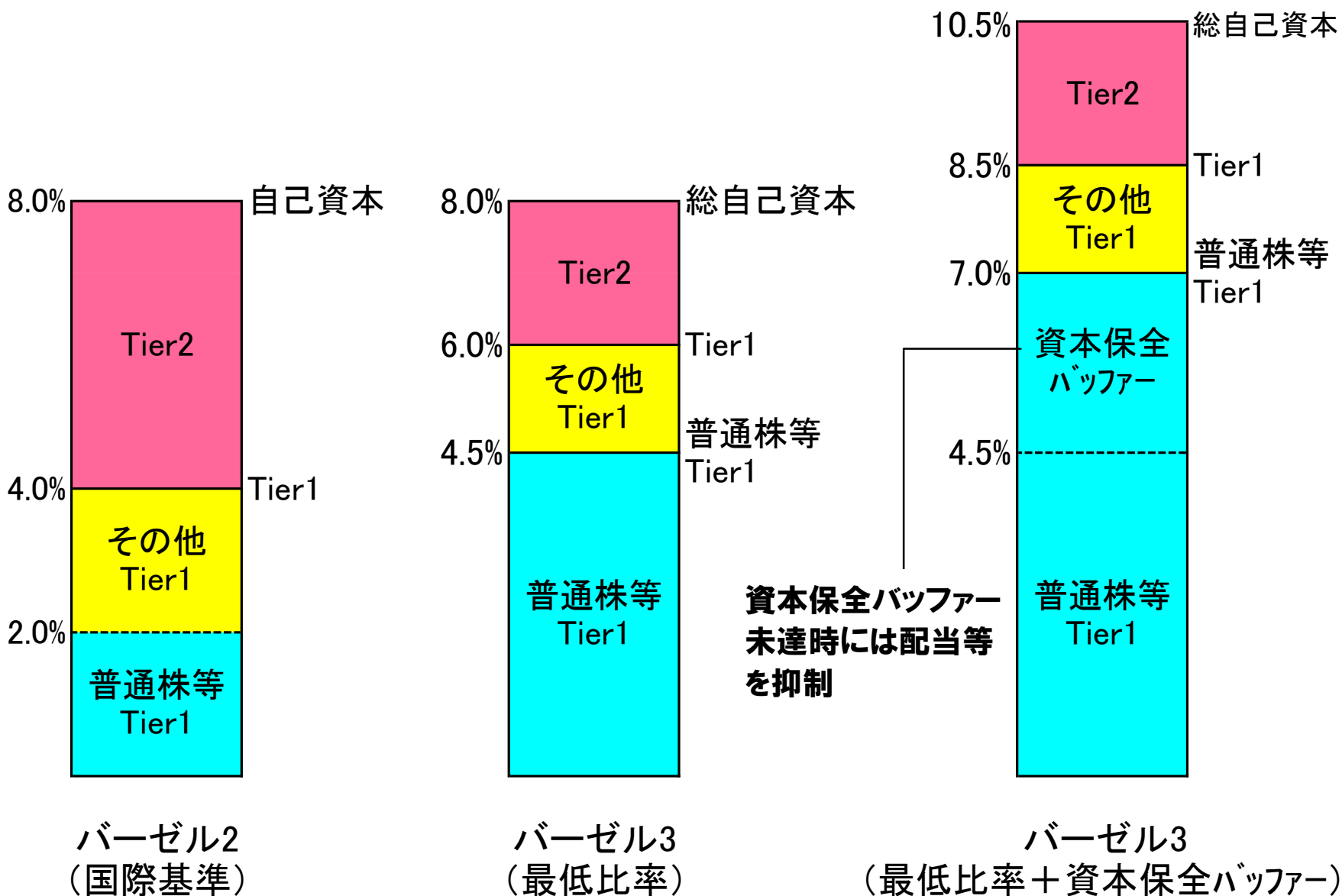
エクスポージャー積み上がりの抑制

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{ノン・リスクベースのエクスポージャー}}$$

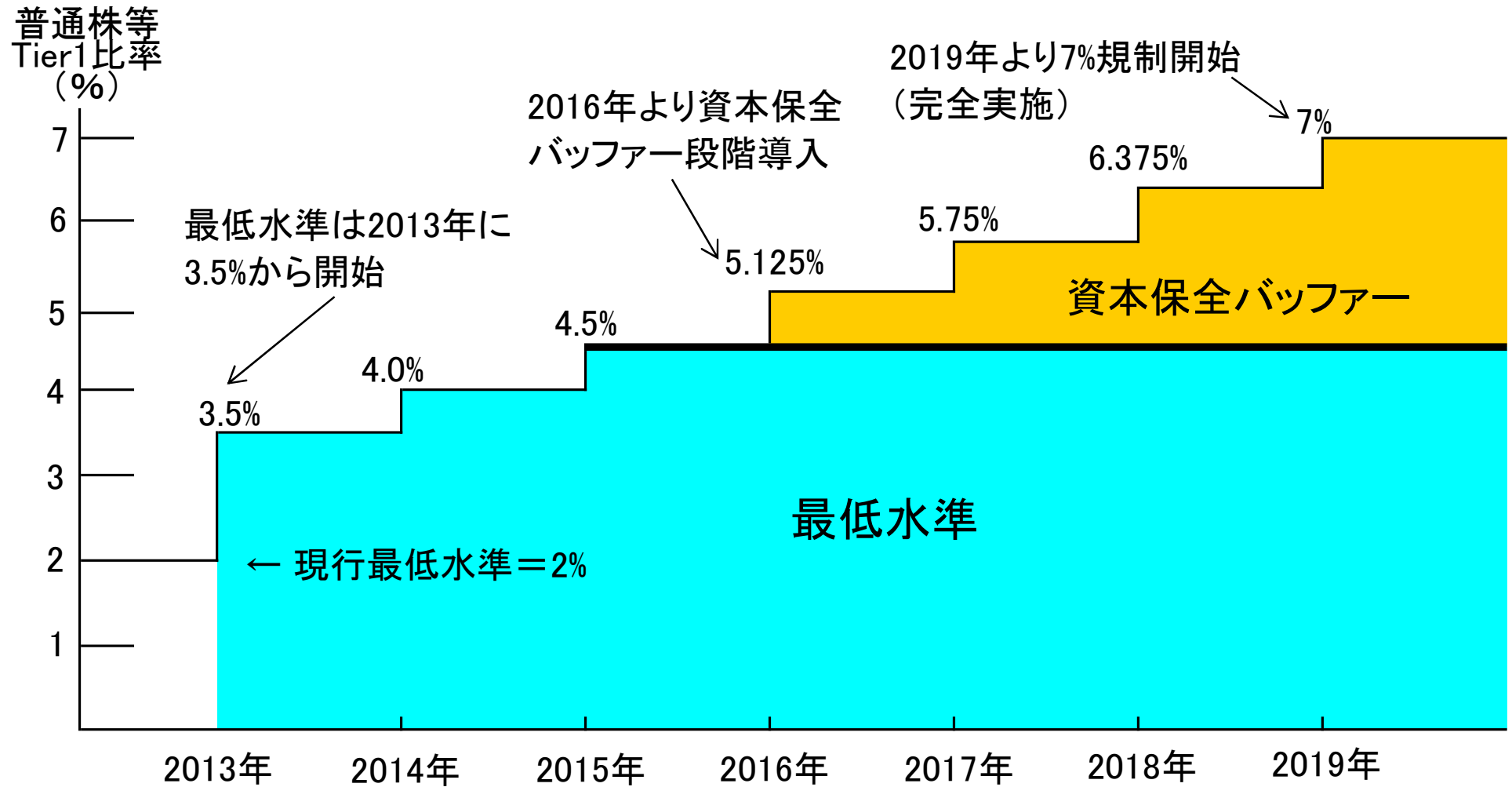
システム上重要な銀行への追加措置

システム上重要な金融機関によってもたらされる外部性を減少させるような追加資本を賦課

バーゼル3における自己資本の量の強化



バーゼル3の段階適用



バーゼル3における調整(控除)項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の無形資産	(控除対象外)	<u>全額控除</u>
	前払年金費用	(控除対象外)	<u>全額控除</u>
	連結外金融機関向け出資	下記を控除 ・国内預金取扱金融機関への意図的保有 ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、 ① <u>資本嵩上げ目的の持合</u> → <u>全額控除</u> ② <u>普通株10%以下出資先</u> → <u>自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除</u> ③ <u>普通株10%超出資先</u> → (i) <u>普通株について自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※</u> 、(ii) <u>その他資本について全額控除</u>
	繰延税金資産	<u>主要行につき、Tier1の20%超相当分を控除</u>	・繰越欠損金については全額控除 ・会計と税務の一時差異に基づくものは、 <u>自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※</u>
被控除資本		<u>Tier2</u>	<u>普通株等Tier1</u>

(注) 普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

バーゼル3(国際合意)を踏まえた 国内対応について

新たな自己資本比率規制の概要

○ 新国際統一基準(バーゼル3) (2013年3月期から適用)

[対象金融機関…海外営業拠点(海外支店又は海外現地法人)を有する預金取扱金融機関]

自己資本比率＝	$\frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1} + \text{Tier2}}{\text{リスク・アセット}}$	≥ 8%
Tier1比率＝	$\frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1}}{\text{リスク・アセット}}$	≥ 6%
普通株式等Tier1比率＝	$\frac{\text{普通株式等Tier1}}{\text{リスク・アセット}}$	≥ 4.5%

(参考) 1. **普通株式等Tier1**とは、最も損失吸収力の高い資本(普通株式、内部留保等)をいう。なお、資本の質の強化及び金融システム内でのリスクの蓄積防止の観点から、のれん等の無形資産・繰延税金資産や他の金融機関の資本保有等は、原則普通株式等Tier1から控除。

(注) その他有価証券の評価差額金を含むその他包括利益(OCI)については、普通株式等Tier1に算入。

2. **その他Tier1**とは、優先株式等をいう。
3. **Tier2**とは、劣後債、劣後ローン等及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等をいう。
4. また、上乘せ基準として、普通株式等Tier1で充足される「資本保全バッファー」(2.5%)、「カウンターシクリカル・バッファー」(最大2.5%)及び「G-SIFIsサーチャージ」(最大2.5%)が、2016年より追加で求められる。
5. **リスク・アセット**とは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(信用リスク)、資産の市場変動リスク相当額(マーケット・リスク)及び種々の事故リスク相当額(オペレーショナル・リスク)の和をいう。
6. **リスク・ウェイトの例**
 日本国債、地方債、現金等…0%
 政府関係機関等…10%
 金融機関…20%
 抵当権付住宅ローン…35%
 中小企業・個人…75%
 事業法人…格付に応じ、20%～150%(大宗は100%)

○ 新国内基準 (2014年3月期から適用)

[対象金融機関…海外営業拠点を有しない預金取扱金融機関]

自己資本比率＝	$\frac{\text{コア資本}}{\text{リスク・アセット}}$	≥ 4%
---------	---------------------------------------	------

- (参考) 1. **コア資本**とは、損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心しつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等を加えたものをいう。なお、新国際統一基準と同様、無形資産や繰延税金資産、他の金融機関の資本保有等はコア資本から控除。
2. その他有価証券の評価差額金については、コア資本の額に算入しない。

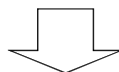
本邦における自己資本比率規制(国際統一基準・国内基準)

国際統一基準

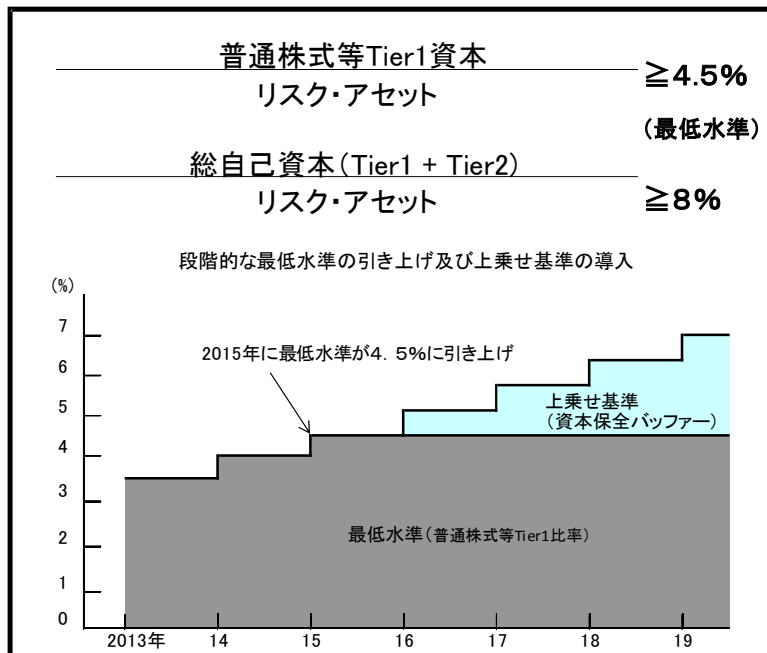
バーゼル2(2007年3月期～)

$$\frac{\text{総自己資本 (Tier1 + Tier2)}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$$

※信用リスク(貸倒リスク)を精緻化、オペリスク(事務事故リスク)を追加



バーゼル3(2013年3月期～)



国内基準

バーゼル2(2007年3月期～)

$$\frac{\text{総自己資本 (Tier1 + Tier2)}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$$



新国内基準(2014年3月期～)

$$\frac{\text{コア資本 ※}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$$

※コア資本 = 普通株式 + 内部留保

- + 強制転換条項付優先株式 ※一定期間経つと普通株に強制的に転換される優先株式
- + 優先出資(協同組織金融機関のみ) ※優先的に配当を受けることができる出資
- +/- 調整・控除項目

新国内基準のポイント

- 国内においてのみ活動する国内基準行の規制のあり方は、
 - ・ 我が国の実情を十分踏まえること
 - ・ 金融機関の健全性を確保すること
 - ・ 金融仲介機能が発揮されること

を念頭に置いて、検討を行った。

※国内基準行は、銀行、信金・信組、労金、農水系統(農漁協等)と業態が幅広く、地域密着型の金融機関が大宗。

- 国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率(4%)を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案。
- 2014年3月末から適用開始。原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施。